第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針について

(5月19日付 厚生労働省・こども家庭庁告示の抜粋)

市町村第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成にあたって、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本方針から一部改正がありました。新たな成果目標は以下のとおりです。

■国の示す成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

※下線は前回指針からの改正箇所

番号	項目	次ト様は前凹指針からの改正箇所 内容
1-1	地域生活移行者数	・令和8 (2026) 年度末時点で、令和4 (2022) 年度末の 施設入所者数の6%以上が地域生活に移行
1-2	施設入所者数	· 令和 <u>8 (2026) 年度末</u> 時点で、令和 <u>4 (2022)</u> 年度末時 点の施設入所者数から <u>5 %</u> 以上削減
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ※成果目標の設定は県	 ・精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数:325.3日以上 ・精神病床における65歳以上の1年以上の入院患者数及び令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上の長期入院患者数を目標値として設定 ・精神病床における早期退院率:3か月後68.9%以上6か月後84.5%以上1年後91.0%以上
3	地域生活支援拠点等の整備	
4-1	一般就労移行者数	 ・令和8 (2026) 年度中の移行者数が、令和3 (2021) 年度実績の1.28倍以上 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所: 就労移行支援事業所の5割以上【新規】

番号	項目	内容
4-2	就労移行支援における一般就 労移行者数	・令和 <u>8 (2026) 年度</u> 中の移行者数が、 <u>令和3 (2021)</u> 年度実 績の <u>1.31倍以上</u>
4-3	就労継続支援A型における一 般就労移行者数	・令和 <u>8 (2026)</u> 年度中の移行者数が、 <u>令和3 (2021)</u> 年度実 績の <u>1.29倍</u> 以上
4-4	就労継続支援B型における一 般就労移行者数	・令和 <u>8 (2026)</u> 年度中の移行者数が、 <u>令和3 (2021)</u> 年度実 績の <u>1.28倍</u> 以上
4-5	就労定着支援事業の利用者数	・令和 <u>3(2021)</u> 年度実績の <u>1.41倍</u> 以上
4-6	就労定着支援事業の就労定着 率	・就労定着率が <u>2割5分以上(利用終了後一定期間の就労定着</u> 率が7割以上となる就労定着支援事業者の割合)
5—1	<u>障害児の地域社会への参加・</u> <u>包容(インクルージョン)の推</u> <u>進</u>	 ・令和8 (2026) 年度末までに、児童発達支援センターを 市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置 ・令和8 (2026) 年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築【新規】
5-2	重症心身障害児を支援する児 童発達支援事業所の確保	・令和 <u>8 (2026)</u> 年度末までに、市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保
5-3	重症心身障害児を支援する放 課後等デイサービス事業所の 確保	・令和 <u>8 (2026)</u> 年度末までに、市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保
5-4	医療的ケア児支援のための協議の場	・令和 <u>8 (2026)</u> 年度末までに、都道府県、圏域及び市町村に おいて、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機 関等が連携を図るための協議の場を設置
5-5	医療的ケア児等に関するコー ディネーターの配置	・令和 <u>8 (2026)</u> 年度末までに、都道府県、圏域及び市町村に おいて、医療的ケア児等に関するコーディネーター配置
6	相 談 支 援 体 制 の 充 実・強化等に向けた取り組みの実施体制	・令和8 (2026) 年度末までに、 <u>市町村または圏域において、基幹相談支援センターの設置と、相談支援体制の強化を図る体制を確保</u> ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】
7	サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構 築	・令和 <u>8(2026)</u> 年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築